

2018年2月定例会 本会議質疑と当局答弁

2018年3月2日（金）

◎藤沢加代議員 一般質疑（30分）

- 1、低所得者等の住宅確保について
 - ①低所得高齢者への家賃補助制度の創設に向けて早急を
 - ②「要配慮者」の入居の実態調査を
- 2、城野遺跡の保存整備活用について
 - ①市の史跡として指定へ文化財保護審議会に諮問を
 - ②緑地を活かし遺跡公園としての整備活用を



藤沢加代議員への答弁

- 市長（低所得高齢者への家賃補助について）
- 建築都市局長（高齢者の住宅確保について）
- 市民文化スポーツ局長（城野遺跡の保存について）
＜以下、第2質問以降の答弁＞
- 市長（城野遺跡を北橋市長の時代に壊していいのか、について）
- 市長（北橋市長の時代に遺跡を壊したといわれるのを覚悟の上で、いわれているのか）
- 市民文化スポーツ局長（玉造工房跡の非常に重要な部分は、保存の対象になるのか）
- 市民文化スポーツ局長（では大事な部分を残すために確認して、設計の変更等を申し出るべきではないか）
- 市長（現地保存はもうしない、ということか）

以上

2018年2月定例会 本会議質疑と当局答弁

2018年3月2日（金）

◎藤沢加代議員 一般質疑（30分）

1、低所得者等の住宅確保について2点質問します。

改正住宅セーフティネット法が昨年4月国会で全会一致で成立し、10月に施行されました。この法律は、民間の賃貸住宅を借りにくくなっている高齢者、障害者等の「住宅確保要配慮者」に対し、空き家・空き室を活用し、住宅確保を支援するものです。都道府県・政令市・中核市に住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を新設し、「要配慮者」の入居を促進するため、改修費補助・家賃債務保証料補助や、家賃の低廉化のために、家主に補助金を出します。家賃低廉化については、法律の条文には盛り込まれず予算措置にとどまったため、参議院では7項目の附帯決議が採択されました。

若い人達にも増えている低所得者の住宅確保には空き家・空き室の登録制度を作るだけでは不十分で家賃を下げる必要があります。「要配慮者」専用住宅の改修費には、国・自治体・家主が3分の1ずつ負担で、一戸あたり最大100万円の補助を行い、家賃低廉化には国・自治体が2分の1負担で最大月4万円の補助を行います。政府は2020年度末までに175,000戸を登録目標にしていますが、2月27日時点の全国登録戸数は416戸、このうち家賃低廉化等の専用住宅は163戸に過ぎません。

本市はこの「要配慮者」専用住宅を要件とする事業のうち、本市の財政負担を伴う補助事業に手を上げていませんが、改正住宅セーフティネット法に基づき本市住生活基本計画（第2期）の素案と高齢者居住安定確保計画（第2期）の素案を昨年12月に示し、「要配慮者」への支援をにかけています。現在の本市の家賃補助制度は、特定優良賃貸住宅（特優賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）、転入世帯の定住・移住推進などのほか、グループホーム利用者や、離職者への給付も用意されていますが、低所得者への家賃補助拡大が求められます。

国民健康保険料の滞納問題で私が相談を受けた73歳の単身男性は、2年前に仕事を辞めた後は年金収入のみで、47000円の家賃負担が重くなり、30年住んでいた徳力団地から北方の1kマンションに移りました。高齢になって住み慣れた所から転居しなければならなくなったこの方のような例のほか、家賃の負担に耐えるため生活費を削って暮らしている高齢者も数知れません。市営住宅にも簡単に入れません。本市市営住宅の困窮者向け今年度10月募集までの応募倍率は、障害者世帯0.9、母子・父子世帯3.0、多子世帯1.1に比較し年長者世帯向けの倍率が4.2倍となっており、特に小倉北区では10.6倍と最も高く、小倉南区でも4.4倍です。高齢者の住宅確保の深刻さの一端がうかがえます。

そこで、第1に低所得者のうち、とりわけ高齢者への家賃補助制度の創設に向けて早急に具体化するよう求めます。「高齢者居住安定確保計画（第2期）」の素案では、「低所得高齢者の入居負担軽減のための支援策の検討」について「高齢者の住宅困窮状況の把握に努めながら、家賃補助を行うなどの選択肢も含めて、一中略一支援のあり方を検討」としています。

答弁を求めます。①

第2に本市として「要配慮者」の入居の厳しさについて建築都市局、保健福祉局、子ども家庭局などが連携し、実態調査をするよう求めます。「住宅確保要配慮者」とは高齢者、障害者のほか、子育て世帯、被災者、低額所得者等が含まれます。「要配慮者」の実情に合い、なおかつ空き家対策にも役立つ実効性ある計画にするために、住宅政策とともに福祉施策の取り組みが不可欠です。答弁を求めます。②

2、城野遺跡の保存整備活用について2点質問します。

大手建設会社が取得した城野医療刑務所跡地は中央の市道城野駅南口線によって東西に分断されています。西エリアの九州最大規模の方形周溝墓部分は、緑地として市に無償譲渡されることが昨年予算議会で公表されておおよそ1年がたちました。節分の起源とされる方相氏の可能性のある線形模様が描かれ、高価な中国産の水銀朱が塗りこめられた幼児用石棺2基は、取り上げて埋蔵文化財センターで保存されています。

昨年11月5日にムーブで開かれた「城野遺跡の現地保存をすすめる会」主催の市民集会では、日本考古学協会の前会長高倉洋彰先生（西南大名誉教授）、現副会長近藤英夫先生（東海大名誉教授）お二人が城野遺跡の重要性を訴えられました。弥生時代の北部九州を考えると、また東アジアの交流史研究において城野遺跡は欠かせないということです。

東エリアは当初からショッピングセンターの建設計画が明らかにされておりましたが、昨年10月には大手建設会社から、ショッピングセンターの建築主に所有権が移転しています。12月から造成工事に取り掛かり、本年3月20日から本体工事に入ることが現地に掲示されました。現在造成工事が進行中で、建築確認申請も提出されましたが、まだ、玉作り工房跡の部分は、そっくり保存されているのです。そこで、もう1度市長におたずねします。

第1に九州で2例目の玉作り工房跡の保存はいよいよ待ったなしです1800年前の貴重な遺跡をこのまま私たちの時代で壊してしまっていていいとお考えでしょうか。保存のためにまず市の史跡として指定し保存を図るべきではないでしょうか。そのためには所有者の同意が必要です。早急に新しい地権者に同意を求め、文化財保護審議会に諮問すべきです。答弁を求めます。③

第2に西エリアについてです。緑地の所有権はまだ市のものになっていません。開発事業者の計画が決まらないためだという担当局の説明はいかにも消極的です。石棺2基は取り上げ保存されましたが、発掘された現地は開発されずに残るため、2016年8月に国の重要文化財に**指定**された重留遺跡の広形銅矛と同様、石棺は国の重要文化財になる可能性があります。広形銅矛が住居跡で埋納状態で発見された例は全国唯一であり、北九州市の考古資料として国の指定となったのは初めてです。この重留遺跡のほか、ガラス玉が200個出土したすぐ近くの重住遺跡、そして城野遺跡を合わせて、国の史跡に指定される可能性が示唆されています。北九州市には本格的遺跡公園がありません。緑地を活かし遺跡公園としての整備活用を図るよう求め、見解を伺います。④

藤沢加代議員への答弁

■市長

（低所得高齢者への家賃補助について）

本市では住宅政策の指針となる北九州市住生活基本計画に基づいて、住宅セーフティネット機能の充実を基本目標の一つに掲げ、誰もが安心して暮らせる住まいのネットワークづくりを進めている。これまで、市営住宅を住宅セーフティネットワークの中核と位置づけ、その中で特に高齢者に対しては高齢者世帯等を対象とした住宅困窮者募集の実施、バリアフリー仕様で緊急通報システムなどを備え、日中は生活相談員が常駐する高齢者向け市営住宅・ふれあい村の供給、また段差の解消や手すりの設置などを行うすこやか仕様の改選工事などを行ってきた。

合わせて民間の賃貸住宅においては、バリアフリー化や緊急通報システムを備えた高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進し、最大3割の家賃補助などを行い、高齢者の入居支援を行っている。

一方、国において昨年10月、民家の空き家を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度などが創設された。住宅の改修や入居者負担の軽減などの支援を行う、このようにされている。国の制度によると、登録住宅の家賃補助は家主等に対して国と自治体で2分の1ずつ負担し、最大月4万円を最大10年間補助するものだ。

自治体に財政負担が生じること、家賃補助期間が終了した後の対応など、整理すべき課題も多いと考えている。現在、少子高齢化の進展、社会情勢の変化を踏まえて住宅政策を推進するため、住生活基本計画第2期、そして高齢者居住安定化計画第2期の策定に取り組んでいるところだ。

今後とも高齢者等の居住の安定確保については、住宅セーフティネットの中核である市営住宅において、入居や管理の適正化に努め、他の都市の状況等も踏まえながら民間賃貸住宅における低所得高齢者への支援のあり方についても検討していく。

■建築都市局長

（高齢者の住宅確保について）

高齢者や障害者が民間賃貸住宅に入居する際、入居中に支援が必要となった時や単身者が亡くなった時に不安があり、家主が入居契約をためらうケースが見受けられる。本市では平成24年度に住宅部局と福祉部局が連携し、不動産関係団体、居住支援団体とともに北九州市今日中支援協議会を設置し高齢者などが円滑に民間賃貸住宅に入居できるようにする取り組みを推進している。

具体的には高齢者住まいガイドの発行・配布や、高齢者などが安心して住居などを探すことができるように支援する、高齢者・障害者住まい探しの協力店の紹介などに取り組んでいる。平成26年に、民間会社が全国の民間賃貸住宅を対象に実施した調査結果によると、高齢者世帯の入居に対して約6割の家主が拒否感を有しているなど、入居制限がされている状況がある。

また高齢者等に民間賃貸住宅への入居に関する家主の意向については、平成28年度に福

岡県が実施した不動産事業者へのアンケートや、昨年12月に本市が実施した住まい探しの協力店へのアンケートでも同様の結果となっている。

このようにこれまで様々な機会や統計調査等を通じて、住宅確保要配慮者の入居に関する状況の把握はできていると考えている。一方、昨年10月に国が高齢者等の住宅確保要配慮者の入居をこばまない住宅の登録制度を創設したことから、本市においても不動産関係団体と連携し制度の普及及び登録の促進を図っている。

今後とも、高齢者等の居住の安定確保について居住支援協議会において協議を重ねるとともに、居住支援法人と連携しながら実情の把握にも努め、住宅セーフティネット機能の充実に取り組んでいきたいと考えている。

■市民文化スポーツ局長

(城野遺跡の保存について)

城野遺跡の保存に向けて市では当初、文化財保護法の趣旨に基づいて国が重要な遺構を保存するための土地を確保し、市が必要な整備を行うという方針のもとに国と交渉にあたった。しかしながら合意に至らず、次善の策として方形周溝墓の石棺2基は移築保存、玉造工房跡は記録保存を行ったところだ。

一方、現地は民間所有者が所有することとなり、市はその事業者に遺跡の重要性を説明し、九州最大規模の方形周溝墓を保存するために開発行為の緑地部分などに充てるよう依頼した。それを受けて民間事業者からは方形周溝墓付近を、開発区域全体の緑地部分に充てて約556平方メートルを市に無償譲渡するという申し出があっている。

ご指摘の東エリアの玉造工房跡の保存についてだが、玉造工房跡は記録保存により遺構の状況が把握されていること、民間事業者の理解と協力で貴重な遺構である方形周溝墓が保存されること、こういったことなどから現在の所有者に遺構の保存の要望を行うことは考えていない。

一方、西エリアだが、西エリアの無償譲渡を受ける約556平方メートルの土地は、道路より2mほど高く盛り上がっていて、道路からの細い進入路の奥に広いスペースがあるという、いわゆる旗竿地のような形状をしている。このような土地は、見通しが悪く安全上の問題があるために、進入路付近の土地を一部取得して間口を広げたいうえで遺跡広場として整備したいと考えている。平成30年度予算には、その必要経費を計上している。

予算の議決をいただければ、土地の所有者と土地の購入にかかる交渉を進めるとともに、合せて遺跡の説明板や案内看板、駐車場の設置など周辺整備の内容について検討を行っていききたいと思う。市民、城野遺跡の価値を理解し、見学しやすい遺跡広場の整備に向けて専門家や地元住民のみなさんの意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

<以下、第2質問以降の答弁>

■市長

(城野遺跡を北橋市長の時代に壊していいのか、について)

これまでの議会での質疑で市役所の考えは述べてきたし、今日も局長の方から答弁したが、

できる限り保存に努めると、ただ諸般の事情もあって、行政としては税を投入して広場を作っていくという考えなので、税を投入するという含めて、価値があるということを市民の皆さんにも伝えていくということが大事だと思っている。

そういう趣旨でわたしどもも、この遺跡の価値については私どもなりに理解をして、その保存に努力をしてきたということも事実だ。

■市長

(北橋市長の時代に遺跡を壊したといわれるのを覚悟の上で、いわれているのか)

保存するのは、そのままきれいに残すという方法があるが、石棺二つについても大変重いものだ。それを場所を移して、基礎を固めて大事に保存する。そしてまた記録といっても、写真を適当にとるわけではない。記録をしっかりと後世に残せるように努力をしている。そうした意味では、現状において私どもとしてもできる限り、その価値を市民に広くこれからも伝えられるように、保存に努力をしているということだ。

■市民文化スポーツ局長

(玉造工房跡の非常に重要な部分は、保存の対象になるのか)

現在、東エリアだが、大規模小売店舗立地法にもとづいて、図面が縦覧中だ。縦覧中の図面を詳細に確認したわけではないが、図面の建物の配置を考えると、ご指摘のH16、竪穴住居跡だが、建物にかかる可能性があるという風に考えている。

■市民文化スポーツ局長

(では大事な部分を残すために確認して、設計の変更等を申し入れるべきではないか)

玉造工房跡は、すでに記録保存をきちんとしている。遺構の状況も私どものほうで把握できている。さらに言えば、方形周溝墓、私どもが一番基調と考えている方形周溝墓の現地保存のために、東も西もあわせて全体の3.4%の広さという土地が、すでに確保できるということで無償譲渡の申し出があっているのです。今現在の所有者に対してこれ以上、設計変更等の申し出を行うことは考えていない。

■市長

(現地保存はもうしない、ということか)

城野遺跡の保存に向けて市としても努力をしてきた。国と交渉したが私どもが期待するような合意には至らなかった。その中で、私たちにできることは何かということで、最善を尽くしてきた。これからも努力を続ける。

以上